破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２２６号
福岡県久留米市田主丸町益生田694―１、住民票上の住所福岡県久留米市山本町豊田1427番地６
破産者　満天こと　小早川淑恵
１　決定年月日　平成30年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２９号
宮城県登米市迫町佐沼字駒木袋71番地
破産者　菅原　雅裕
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第７１７号
埼玉県上尾市大字瓦葺1347番地11
破産者　菅澤　伸子
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７６５号
埼玉県加須市麦倉1424番地１　リバーヒル大塚203号
破産者　江川　省吾
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７６６号
埼玉県加須市麦倉1424番地１　リバーヒル大塚203号
破産者　江川明日香
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８６２号
埼玉県鴻巣市稲荷町11番８―202号　サンハイツヤジマＡ
破産者　小山田信一
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６９号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目６番地29
ファミリアマンション宮崎台　202号
破産者　山本　　学
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５１号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀1718番地
破産者　中村　厚彦
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８１号
埼玉県川口市金山町16番９号　ヴィア・ヴェルデ203号
破産者　井上　洋一
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４８号
埼玉県川口市戸塚鋳町35番５号
破産者　後藤　浩子
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
埼玉県新座市あたご３丁目８番13号テラスあたご102号室、破産手続開始時の住所埼玉県和光市下新倉３丁目６番68号
破産者　大竹　瑞華
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３９号
神奈川県中郡大磯町国府本郷33番地３　サニーハイツ湘南101号
破産者　佐久間政三
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６４５号
札幌市白石区北郷４条９丁目２番35号　北清コーポ102号
破産者　竹田　信子
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８号
仙台市泉区将監５丁目１番24―26号
破産者　大沼　勝典
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
福島県南会津郡只見町大字楢戸字下中島1516番地の270、前住所栃木県鹿沼市松原２丁目59番地
破産者　酒井　正裕
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
福島県会津若松市金川町９番15号　メゾンセフィーラ102号室、前住所福島県会津若松市湯川町３番66号　シルクハイツ湯川101号
破産者　五十嵐祐馬
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
福島県いわき市中央台鹿島１丁目51番地の15
破産者　佐藤　智子
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第５２８号
埼玉県所沢市上新井１丁目３番地の１　カーサ・ミア202
破産者　太田　　崇
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部